

聖籠町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成二十三年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第七号

聖籠町国民健康保険条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険条例（昭和三十四年聖籠町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「三十八万円」を「三十九万円」に改め、
同項に次のただし書きを加える。

ただし、町長が健康保険法施行令（大正十五年勅令第
二百四十三号）第三十六条の規定を勘案し、必要あると
認めるときは、規則で定めるところにより、これに三万
円を上限として加算するものとする。

同条第二項中「第六条」を「次条」に改める。

附則第七項を削除する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育
児一時金の額は、なお従前の例による。